

国民年金保険料の追納制度をご存知ですか？

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の全額又は一部が免除される「申請免除制度」や障害基礎年金を受けている方などが該当する「法定免除制度」があります。また、若年層（20歳代）の方を対象とした保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」や、学生の方を対象とした「学生納付特例制度」もあります。これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。

このため、これらの期間は10年以内（例えば、平成22年2月分は平成32年2月末まで）であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができるようになっており、将来、受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

なお、保険料の免除や納付猶予などの承認を受けた翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

【平成21年度中に追納する場合の額】

| 年度 (月分) | 免除の種別 | 全額免除 | 納付猶予 | 学生納付特例 | 3/4免除 | 半額免除 | 1/4免除 |
|------------|-------|---------|------|--------|---------|--------|--------|
| 平成11年度の月分 | | 16,190円 | | | — | — | — |
| 平成12年度の月分 | | 15,560円 | | | — | — | — |
| 平成13年度の月分 | | 14,960円 | | | — | — | — |
| 平成14年度の月分 | | 14,390円 | | | — | 7,200円 | — |
| 平成15年度の月分 | | 14,180円 | | | — | 7,090円 | — |
| 平成16年度の月分 | | 13,980円 | | | — | 6,990円 | — |
| 平成17年度の月分 | | 14,010円 | | | — | 7,010円 | — |
| 平成18年度の月分 | | 14,070円 | | | 10,550円 | 7,030円 | 3,510円 |
| 平成19年度の月分 | | 14,100円 | | | 10,570円 | 7,050円 | 3,520円 |
| 平成20年度の月分 | | 14,410円 | | | 10,810円 | 7,200円 | 3,600円 |



※ 平成19・20年度は加算が付きません。詳しくは、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

国民年金保険料収納事業の民間委託（市場化テスト事業）を 全ての事務所で行っています

社会保険庁では、国民年金保険料が未納となっている方に対して「電話や文書による納付督励」や「戸別訪問による納付督励及び保険料の収納業務」について、民間委託を実施しています。これは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき、従来官公庁が行ってきた事業に民間事業者の参入機会を広げ、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、低コストでより良いサービスの提供を目指す「市場化テスト事業」として導入されたもので、社会保険庁から委託を受けた民間事業者が、電話や文書、戸別訪問などで国民年金保険料の納付のご案内を行っております。

平成21年10月から、岡山県下全ての社会保険事務所において、国民年金保険料の収納業務の一部（滞納者に対する納付の勧奨及び請求、納付の受託等）の業務を民間委託（市場化テスト）しています。

| 社会保険事務所名 | 管轄区域 | 委託業者名 |
|----------|---------------------------------|-----------------|
| 岡山東 | 備前市 瀬戸内市 赤磐市 和気郡 | (株)アイ・シー・アール |
| 岡山西 | 岡山市 玉野市 | |
| 倉敷東 | 倉敷市 総社市 都窪郡 | |
| 倉敷西 | 笠岡市 井原市 浅口市 浅口郡 小田郡 | |
| 津山 | 津山市 真庭市 美作市 真庭郡 苫田郡 勝田郡 英田郡 久米郡 | (株)エヌ・ティ・ティ・ソルコ |
| 高梁 | 高梁市 新見市 加賀郡 | |